二級建築士及び木造建築士の懲戒処分並びに建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第10条第1項に基づく懲戒処分及び法第26条第2項の規定に基づく監督処分の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士(以下「二級建築士等」という。)並びに建築士事務所の開設者の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「免許取消」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う免許の取り消しをいう。
- (2) 「業務停止」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- (3) 「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消をいう。
- (4)「事務所閉鎖」とは、法第26条第2項に基づき行う建築士事務所閉鎖の命令をいう。
- (5) 「戒告」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う建築士への戒告又は法第26条第2項に基づき行う建築士事務所の開設者への戒告をいう。
- (6) 「文書注意」とは、法第10条第1項又は法第26条第2項の規定に基づく処分を行う に至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことを いう。

3 処分等の基本方針

二級建築士等及び建築士事務所の業務の適正を確保するため、二級建築士等が法第10条第1項に規定する処分事由に該当する場合又は建築士事務所の開設者等(開設者、管理建築士、所属建築士及び建築士事務所に勤務するその他の者をいう。以下同じ。)が法第26条第1項若しくは第2項に規定する処分事由に該当する場合は、迅速かつ適正に処分又は文書注意(以下「処分等」という。)を行うものとする。

4 二級建築士等の処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「建築士懲戒処分ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表3「建築士の処分等区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

- イ 一の行為が二以上の懲戒事由(表1に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。)に該当する場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。
- ロ 処分等を行うべき 2 以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い懲 戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

懲戒事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情が

あると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。ただし、過去と今回の懲戒事由がいずれも表1「定期講習受講義務違反」である場合は、この限りでない。

5 建築士事務所の監督処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表 5 「建築士事務所監督処分ランク表」に掲げる処分事由に対応 するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、 表 6 「建築士事務所の処分等区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

1の行為が2以上の処分事由(表5に掲げる処分事由をいう。)に該当する場合は、 最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等に加重して決定す るものとする。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表 2 「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある建築士事務所の開設者に対する処分等の内容は、表 7 「建築士事務所が過去に処分等を受けている場合の基準」に従って決定するものとする。

6 その他

(1)処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 懲戒事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

懲戒事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由に該当する行為を行わず、二級建築士等として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合には、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附則

(1)この基準は、令和2年7月22日から施行する。

建築士懲戒処分ランク表

懲戒根拠		懲戒事由	関係条文	ランク
建築関係法	建築士法違	・業務停止処分違反	10①	16
令違反	反	・建築士報告、検査義務違反	10Ø2①	4
(建築士法第 10条第1項第 1号)	X	・指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録 機関の秘密保持義務違反 (指定試験機関の役職員等として)	10\(\mathcal{O}\)8\(\mathcal{O}\), 10\(\mathcal{O}\)20\(\@3\), 15\(\mathcal{O}\)5\(\@3\), 26\(\mathcal{O}\)3\(\@3\)	4
		・登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反	10の27②、 22の3②、 26の5②	4
		・試験委員の不正行為	15の4、15 の6③	4
		・違反設計	18①	
		建築物の倒壊や破損、人の生命・身体への危害の 発生につながるおそれのある技術基準規定違反の 設計等		9~ 15
		上記以外の違反設計		6
		・工事監理不履行、工事監理不十分	18③	6
		・無断設計変更	19	4
		・建築士免許等の不提示	1902	4
		・設計図書の記名、押印不履行	20①	4
		・安全性確認証明書交付義務違反	20②	6
		・工事監理報告書の未提出、不十分記載等	20③	4
		・建築設備士の意見明示義務違反	20⑤	4
		・名義借り	20①③、24 ①	6
		・名義貸し	20①③、21 \mathcal{O} 2、24①、 24 \mathcal{O} 2	6
		・違反行為の指示等	2103	6
		・信用失墜行為	21004	4
		・定期講習受講義務違反	220) 2	
		①定期講習受講義務違反		1
		②①による処分等を受けても、なお受講しない 場合		2
		③②による処分等を受けても、なお受講しない など悪質性が高い場合		5
		契約締結時の書面の交付義務違反	22 Ø 3 Ø 3 ①23	4
		・設計等の業務に関する報告書未提出	230 6	4
		・無登録業務	23,23Ø10	4
		・虚偽または不正な事務所登録	230) 2	4
		・事務所変更届懈怠、虚偽報告	23 Ø 5 ① ②	4
		・管理建築士不設置	24(1)(2)	4
		・管理建築士事務所管理不履行	2434	4
		・再委託の制限違反	240) 3	4
		・事務所の帳簿不作成、不保存	240) 4	4
		・事務所標識非掲示	24の 5	4

	・業務実績等の書類の備え置き、閲覧義務違反、虚 偽記入	240 6	4
	· 重要事項説明義務違反	2407 (1)	4
	・重要事項説明時の建築士免許証等の不提示	240 7 2	4
	・業務委託等の書面の交付義務違反	240 8 1	4
	• 事務所閉鎖処分違反	26②	16
	・事務所報告、検査義務違反	260 2 1	4
	・建築審査会委員の不正行為	32	4
建築基準	法・設計、工事監理規定違反	5の6	6
違反	•無確認工事等	6、7 <i>の</i> 3	6
	・違反工事	各条項	6
	工事完了検査申請等懈怠	7,703	4
	• 是正命令等違反	9	6
	• 確認表示未掲示	89①	4
上記以外 建築関係 令違反			3~6
不誠実行為(建築士法第	10 ・虚偽の確認通知等の作成または同行使		6
条第1項第2号	無確認着工等容認		4
	・虚偽の確認申請等		6
	・工事監理者欄等虚偽記入		6
	· 管理建築士専任義務違反		4
	・管理建築士への名義貸し		6
	・重要事項説明の欠落		4
	・その他の不誠実行為		1~6

⁽注)上表に具体の記載のない行為については、上表中もっとも類似した行為の例によること。

表 2

個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3 ランク
意識	行為を行うにつき、やむをえない事情がある場合	-1~-3 ランク
	違反行為等の内容が軽微であり、情状を酌むべき場合	-1~-3 ランク
行为の能性	暴力的行為又は詐欺的行為	+3 ランク
行為の態様	法違反等の状態が長期にわたる場合	+3 ランク
	常習的に行っている場合	+3 ランク
見て体の	速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	-1 ランク
是正等の 対応	処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場	-1 ランク
V1\n.	合	1 / 2 /
社会的影響	上会的影響 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	
その他	その他上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	

建築士の処分等区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止1月未満
4	業務停止1月
5	業務停止2月
6	業務停止3月
7	業務停止4月
8	業務停止5月
9	業務停止 6 月
10	業務停止7月
11	業務停止8月
12	業務停止9月
13	業務停止10月
14	業務停止11月
15	業務停止12月
16以上	免許取消

[※]業務停止期間については、暦に従うものとする。

表 4

建築士が過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等	文書注意	戒告	業務停止	免許取消
今回相当処分等	(ランク1)	(ランク2)	(ランク3~15)	(ランク16以上)
文書注意				
(ランク1)				
戒告	+1ランク			
(ランク2)	(+2ランク)		+3ランク	
業務停止		(+4ランク)		
(ランク3~15)				
免許停止		右 =		
(ランク16以上)		免許取消 		

- (注1)過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中のカッコ内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。
- (注2)過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。

建築士事務所監督処分ランク表

建築士 法第26 条第2 項 第2項 第3項 第4項 第1号に該当 第24条の2 第24条の3 第24条の4 第24条の6 第24条の6 第24条の6 第24条の7 第24条の8 6 第2号に該当 第23条の4 第2項 16 第3号に該当 第1項 第2項 4 第4号に該当 第10条 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 第3条 第1項 第3条 第1項 第3条 第1項 第3条 第1項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第3項 第1項 第3項 第3項 第1項 第3条 第1項 第3項 第3項 第1項 第3項 第3項 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第3項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第1項 第3至 第3至 第1項 第3至 第3至 第3項 第3至 第3至 第3至 第3項 第3至 第3至 第3項 第3至 第3至 第3至 第3至 第3至 第3至 第3至 第3至 第3至 第3至	処分根拠		処分事由 (関係条文)		ランク
第1号に該当 第24条の3 第24条の6 第24条の6 第24条の7 第24条の8 第2号に該当 第23条の4 第2項 第3号に該当 第1項 4 第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16	法第26 条第2		第22条の3の3	第2項 第3項	
第24条の4 第24条の5 第24条の6 第24条の7 第24条の8 第2号に該当 第23条の4 第3号に該当 第1項 第4号に該当 第10条 第5号に該当 第10条 第6号に該当 第1項 第3条 第1項 第2径条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき たとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求 4			第24条の2		
第24条の 5 第24条の 6 第24条の 7 第24条の 8 第2号に該当 第23条の 4 第2項 16 第3号に該当 第1項 4 第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 6 第3条の2 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16		第1号に該当	第24条の3		6
第24条の6 第24条の8 第2号に該当 第23条の4 第2項 16 第3号に該当 第23条の5 第1項 4 第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 6 第3条の2 第3項 6 第3条の3 第1項 6 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき 16 法第26条の2第1項の規定による報告の求 4			第24条の4		
第24条の7 第24条の8 第2号に該当 第23条の4 第2項 16 第3号に該当 第1項 4 第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 6 第3条の2 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第5号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16			第24条の 5		
第24条の8 第2号に該当 第23条の4 第2項 16 第3号に該当 第1項 4 第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 6 第3項 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条の2 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16			第24条の6		
第2号に該当 第23条の4 第2項 16 第3号に該当 第2項 4 第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 6 第3条の2 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16			第24条の7		
第3号に該当 第23条の5 第1項 第2項 4 第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 第3項 6 第3条 第1項 第3項 6 第3条 第1項 第3項 6 第3条 第1項 第3項 6 第3条 第1項 第3項 第3条の3 第1項 第1項 第3項 第3条の3 6 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反し たとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求 16			第24条の8		
第3号に該当 第2項 第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 6 第3条の2 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16		第2号に該当	第23条の4	第2項	16
第4号に該当 第10条 1~16 (※) 第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 6 第3条の2 第1項 6 第3条の3 第1項 6 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16		姓 9 日.万. *** 1/2	第99 夕の『	第1項	4
第5号に該当 第10条 1~16 (※) 第3条 第1項 6 第3条の2 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条 第1項 6 第3条の2 第1項 6 第3条の3 第1項 6 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16		労る方に該ヨ	第23余07 0	第2項	4
第6号に該当第3条 第3条の2第1項 第3項6第7号に該当第3条 第3条の2第1項 第3項6第3条 第3条 第3条 第3条の2 第3項 第3条の3 第3条の3 第1項 第3条の3 第1項 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求6		第4号に該当	第10条		1~16 (※)
第6号に該当第3条の2第1項 第3項6第7号に該当第3条 第3条の2第1項 第3項 第1項 第3条の26第3条の2 第3条の3第1項 第1項 第3項 第3条の36第9号に該当法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求16		第5号に該当	第10条		1~16 (**)
第3条の2 第3項 第3条 第1項 第3条の2 第1項 第3条 第1項 第3条 第1項 第3条の2 第1項 第3条の3 第1項 第3条の3 第1項 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求 16 法第26条の2第1項の規定による報告の求 4			第3条	第1項	
第3項第3項第7号に該当第3条第1項第3条第1項第3条の2第1項第3条の3第1項第9号に該当法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求		第6号に該当	笠 2 冬 の 2	第1項	6
第7号に該当第3条の2第1項 第3項6第8号に該当第1項 第3条の2 第3条の3第1項 第1項 第1項 第1項 第3項 第1項6第9号に該当法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求 416			第 3 米 ツ Z	第3項	
第3条の2第3項第3条第1項第3条の2第1項第3条の3第1項第9号に該当法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき法第26条の2第1項の規定による報告の求			第3条	第1項	
第3項第3項第8号に該当第1項第3条の2第1項第3条の3第1項法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したときたとき法第26条の2第1項の規定による報告の求4		第7号に該当	## 0 A 0 0	第1項	6
第8号に該当第3条の2第1項 第3項 第3条の3第1項6第9号に該当法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求16			第3条の2	第3項	
第3条の2 第3項 第3条の3 第1項 第9号に該当 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反したとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求			第3条	第1項	
第3項 第3条の3 第1項 法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反し たとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求		第 0 只./示款业	笠 2 冬 の 9	第1項	G
法第26条第2項の事務所閉鎖処分に違反し たとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求	一	男の方に該日	第3条の2	第3項	О
第9号に該当 たとき 法第26条の2第1項の規定による報告の求			第3条の3	第1項	
法第26条の2第1項の規定による報告の求 4					16
		第 9 号に該当 	法第26条の2第1項の規定による報告の求 め又は検査に応じないとき		4
第10号に該当 1~16		第10号に該当	3 11 3 3 3 3 3	-	1~16

注 (※) は、その建築士が法第10条第1項の規定により処分されるに至った懲戒事由に対して、表1「建築士懲戒処分ランク表」に掲げるランクに応じたランクを適用させる。

建築士事務所の処分区分表

処分等のランク	処分等の内容	
1	文書注意	
2	戒告	
3	事務所閉鎖1月未満	
4	事務所閉鎖1月	
5	事務所閉鎖2月	
6	事務所閉鎖3月	
7	事務所閉鎖4月	
8	事務所閉鎖 5月	
9	事務所閉鎖6月	
10	事務所閉鎖7月	
11	事務所閉鎖8月	
12	事務所閉鎖9月	
13 事務所閉鎖10月		
14 事務所閉鎖11月		
15 事務所閉鎖12月		
16以上	登録取消	

[※]業務停止期間については、暦に従うものとする。

表 7

建築士事務所が過去に処分を受けている場合の基準

過去に処分等の履歴がある建築士事務所の処分については、次の処分区分に従い、今 回相当とされる処分等に加重し、処分内容を決定する。

過去の処分等	文書注意	戒告	事務所閉鎖	登録の取消
今回相当処分等	(ランク1)	(ランク 2)	(ランク3~15)	(ランク16以上)
文書注意				
(ランク1)				
戒告	+1ランク			
(ランク2)	(+2ランク)	+3ランク		
事務所閉鎖		(+4ランク)		
(ランク3~15)				
登録の取消	登録取消			
(ランク16以上)	豆蚁以們			

() は過去の処分の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合

- (注1)過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の処分事由が表5のランク6以上に該当する場合は、登録の取消を行うものとする。
- (注2)過去の処分等の処分事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の処分事由が表5のランク6以上に該当する場合は、軽減しない。

備考

- 1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく 命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令 で、建築士法及び建築基準法の他、消防法、宅地造成規制法、都市計画法及び建設業 法等の建築関係規定を指す。
- 2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。
- 3 懲戒事由の説明

表1のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1)建築士法違反

〇業務停止処分違反

業務停止処分に違反した場合

〇建築士報告、検査義務違反

建築士が、国土交通大臣等からの報告の求めに対し、報告をせず又は虚偽の報告 をした場合

建築士が、建築士事務所等に対する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

〇指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反

建築士である指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の役職員又は これらであった者が、秘密を漏らし、又は不正な行為をした場合

○登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反

建築士である登録講習機関の承継者が、地位の承継の届け出を行わなかった場合

○試験委員の不正行為

建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合

〇違反設計

法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計を行った場合

〇工事監理不履行 · 工事監理不十分

法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認めたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合

〇無断設計変更

他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合

○建築士免許証等の不提示

設計等の委託者から請求があったにもかかわらず、建築士免許証等の提示をしな かった場合

○設計図書の記名押印不履行

建築士がその作成した設計図書に記名押印しなかった場合

〇安全性確認証明書交付義務違反

構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付

したような場合

〇工事監理報告書の未提出、不十分記載等

工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入を した場合

○建築設備士の意見明示義務違反

建築設備士の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等 に明らかにしなかった場合

○名義借り

建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用 し、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載する ことや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

〇名義貸し

建築士が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、 建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載すること や、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用することを許したような場合

〇違反行為の指示

建築士が建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合

〇信用失墜行為

建築士が建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合

〇定期講習受講義務違反

- ① 受講期間内に定期講習を受講しなかった場合
- ② ①による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった場合
- ③ ②による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講せず、長期にわたり未受講状態が継続するなど、悪質性が高い場合

○契約締結時の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

○設計等の業務に関する報告書未提出

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

〇無登録業務

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬 を得て設計、工事監理等の業務を行った場合

〇虚偽・不正事務所登録

建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受

けた場合

〇事務所登録変更懈怠、虚偽報告

建築士たる建築士事務所の開設者が、それぞれ定められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合

〇管理建築士不設置

建築士たる建築士事務所の開設者が専任の管理建築士をおかなかった場合、又は 管理建築士講習を受講していない者を管理建築士としておいていた場合

〇管理建築士事務所管理不履行

専任の管理建築士が、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行わなかったような場合

〇再委託の制限違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の 建築士事務所の開設者に委託した場合

○事務所の帳簿不作成、不保存

建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

〇事務所標識非表示

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

○業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実 務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧させなかった場合

〇重要事項説明義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

○重要事項説明時の建築士免許証等不提示

管理建築士等が、重要事項説明の際、建築士免許証等を提示しなかった場合

〇業務委託等の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主等から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主等の委託者に交付しなかった場合

〇事務所閉鎖処分違反

建築士が建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

〇事務所報告、検査義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する 報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

〇建築士審査会委員の不正行為

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の 行為をした場合

(2)建築基準法違反

〇設計、工事監理規定違反

建築士たる建築主あるいは施行者が、建築士の設計又は工事監理者によらなけれ ばならない工事をこれによらずにした場合

〇無確認工事等

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間 検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

〇違反工事

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準関係規定に違反する工事を行った 場合

〇工事完了検査申請懈怠

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

〇是正命令等違反

建築士が建築主、施工者、現場管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等 に違反した場合

〇確認表示非掲示

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

(3) 不誠実行為

○虚偽の確認済証等の作成又は同行使

建築士が、虚偽の確認済証等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した 場合

○無確認着工等容認

建築に関する手続きの代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が無確認 で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行され ることを容認したような場合

○虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査とは完了検査を申請した場合

〇工事監理者欄等虚偽記入

工事監理者に就任する意思がないあるいはその意思があっても建築主と工事監理者に就任することの合意が全くないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

〇管理建築士専任違反

管理建築士が、業務を専任で行わなかった場合

○管理建築士の名義貸し

建築士が、自己の管理建築士の名義を他者が利用することを許した場合

○重要事項説明の欠落

管理建築士等が、重要事項の説明をしなかった場合又は説明が不十分だった場合